

社会教育法等の一部を改正する法律 新旧対照条文 目次

一	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（第一条関係）	1
二	図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）（第一条関係）	5
三	博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（第三条関係）	8

○ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）〔第一条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（国及び地方公共団体の任務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、国民の学習に 対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機 会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与すること となるよう努めるものとする。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たつては、社会教育が 学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教 育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必 要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間 の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。</p> <p>（市町村の教育委員会の事務）</p> <p>第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に 関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置 及び管理に関すること。</p> <p>五・六（略）</p> <p>七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の 開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関するこ と。</p> <p>八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにそ の奨励に関すること。</p> <p>九（略）</p>	<p>（国及び地方公共団体の任務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、社会教育が学 校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育 との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよ う必要な配慮をするものとする。</p> <p>（市町村の教育委員会の事務）</p> <p>第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に 関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設 の設置及び管理に関すること。</p> <p>五・六（略）</p> <p>七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の 開催並びにこれらの奨励に関すること。</p> <p>八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びそ の奨励に関すること。</p> <p>九（略）</p>

十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

（削除）

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

（都道府県の教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行う

（新設）

十 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十一 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

（新設）

十二 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

（新設）

十三 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。

十四 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十五 情報の交換及び調査研究に関すること。

十六 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

（都道府県の教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行うほか、左の事務を行う。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行な

こと。

二 (略)

三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四・五 (略)

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2| 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3| 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事業において、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二〇四 (略)

う)こと。

二 (略)

三 社会教育に関する施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四・五 (略)

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

(新設)

2| 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署又は社会教育関係団体における社会教育に関する職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二〇四 (略)

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

第三十二条 削除

(新設)

○ 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）〔第一条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（図書館奉仕）</p> <p>第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <p>一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム<small>の</small>収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式<small>その他</small>他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。</p> <p>二（五）（略）</p> <p>六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。</p> <p>七 （略）</p> <p>八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。</p> <p>九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。</p> <p>（司書及び司書補の資格）</p> <p>第五条 次<small>の</small>各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。</p> <p>一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したものであるもの</p> <p>二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの</p> <p>（削除）</p>	<p>（図書館奉仕）</p> <p>第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <p>一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム<small>の</small>収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。</p> <p>二（五）（略）</p> <p>六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。</p> <p>七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。</p> <p>（司書及び司書補の資格）</p> <p>第五条 左<small>の</small>各号の<small>一</small>に該当する者は、司書となる資格を有する。</p> <p>（新設）</p> <p>一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの</p> <p>二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したものであるもの</p>

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの。

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資

三 三年以上司書補（国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。）として勤務した経験を有する者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で第六条の規定による司書補の講習を修了したもの

第七条 削除

（新設）

（新設）

（新設）

するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十八条及び第十九条 削除

附則

10 第五条第一項並びに附則第四項及び第六項の大学には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含み、第五条第二項第二号に規定する学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令若しくは旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科若しくは青年学校本科又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者を含むものとする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

（公立図書館の基準）

第十八条 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

第十九条 削除

附則

10 第二条第一項、第三条及び第十五条の学校には学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第三条の従前の規定による学校を、第五条第一項並びに附則第四項及び第六項の大学には旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を、第五条第二項の高等学校には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令又は旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科及び青年学校本科並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含むものとする。

○ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）〔第三条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第九条の二）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので第二章の規定による登録を受けたものをいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。</p> <p>（博物館の事業）</p> <p>第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 実物、標本、模写、模型、文獻、図表、写真、フィルム、レコード等</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第九条）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので第二章の規定による登録を受けたものをいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。</p> <p>（博物館の事業）</p> <p>第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね左に掲げる事業を行う。</p> <p>一 実物、標本、模写、模型、文獻、図表、写真、フィルム、レコード等</p>

の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二〇八 (略)

九 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 (略)

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一・二 (略)

三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者

2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員及び学芸員補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二〇八 (略)

(新設)

九 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 (略)

(学芸員の資格)

第五条 次の各号の一に該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一・二 (略)

三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者

2 前項第二号の学芸員補の職には、博物館の事業に類する事業を行う施設における職で、学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

第七条 削除

(設置及び運営上望ましい基準)

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第九条の二 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

第二十一条 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第九条 削除

(新設)

第二十一条 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。